

令和4年第7回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年12月15日（木）

議 事 日 程（第5号）

令和4年12月15日午前10時開議

日程第 1 委員長報告 議案第85号

議案第90号ないし議案第113号

日程第 2 議案第114号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 3 議案第115号 令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 4 議員提案第5号 常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告（質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第114号（提案理由説明・質疑・採決）

日程第 3 議案第115号（提案理由説明・採決）

日程第 4 議員提案第5号（提案理由説明・採決）

日程第 5 議員派遣（採決）

出席議員

7番	藤田謙二	議長	8番	深谷	渉	副議長
1番	石川剛	議員	2番	根本	仁	議員
3番	鴨志田	悟	議員	4番	森山	一政
5番	小室信隆	議員	6番	菊池	勝美	議員
9番	平山晶邦	議員	10番	益子	慎哉	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星	勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根	猛	議員
15番	後藤	守	議員	16番	高木	将
17番	宇野隆子	議員				議員

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
石川八千代	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
武藤範幸	総務部長	岡部光洋	企画部長

高 木 道 安	市民生活部長	柴 田 道 彰	保健福祉部長
岡 田 和 也	農 政 部 長	根 本 晋	商工観光部長
高 橋 学	建 設 部 長	柴 田 雅 美	会 計 管 理 者
畠 山 卓 也	上 下 水 道 部 長	大 関 正 幸	消 防 長
西 野 保	教 育 部 長	榊 一 行	農 業 委 員 会 事 務 局 長
綿 引 久 雄	秘 書 課 長	富 山 晴 美	総 務 課 長
井 坂 光 利	監 査 委 員		

事務局職員出席者

根 本 勝 則 事 務 局 長 富 田 弘 明 次 長 兼 議 事 係 長

午前 10 時開議

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

茨城県市議会議長会第 1 回議員研修会の議員派遣を令和 4 年 9 月議会で議決いたしておりましたが、研修報告について、タブレット端末に格納してありますのでご承知願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

○藤田謙二議長 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 85 号，議案第 90 号から議案第 113 号まで，以上 25 件を一括議題として，各常任委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長，菊池勝美議員の報告を求めます。6 番菊池勝美議員。

〔総務委員長 菊池勝美議員 登壇〕

○総務委員長（菊池勝美議員）おはようございます。総務委員長の菊池勝美でございます。

令和 4 年第 7 回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について，常陸太田市議会会議規則第 110 条の規定によりご報告いたします。

本委員会では，前回の定例会で継続審査となった条例の一部改正 1 件と，今回の定例会で付託された条例の一部改正 1 件，条例の整備 1 件，字の区域変更 1 件，排水ポンプ車の購入契約 1 件，

補正予算1件、計6件の議案につきまして、12月8日、副市長、教育長、関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、継続審査となっていた議案第85号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、職員の給与という職員の生活に関わる条例であることから慎重な議論と理解が必要であるため、総務委員会として、10月の6日、10月14日、11月25日、12月1日、12月6日と5回にわたり総務委員会協議会を開催し、話し合いを続けてまいりました。

また、市長をはじめ執行部からも意見聴取を行い、市では、全職員の給与削減について、職員組合との協定妥結と条例改正を行うことで、法的には問題がない旨の回答を顧問弁護士及び総務省から得ているということ、さらに、職員組合からも意見聴取し、執行部と職員組合の合意締結に瑕疵がなかったことを理解しております。

これらの結果を踏まえて、総務委員会において、11月25日付で別紙のとおり修正案の提出がありました。これは、議案に記載されている令和4年10月1日の文言を全て令和5年1月1日に修正するものであります。そこで12月8日に開催されました総務委員会では、原案と併せ修正案について議題といたしました。

修正案の提案理由として、委員より、給与減額の期間が原案のとおり1年6か月であると、令和5年1月1日から施行した場合、終了は令和6年6月30日となり、期間が3か年度にまたがり、長期にわたる印象から職員のモチベーション低下を危惧し、給与減額の期間を3か月短縮という説明がございました。

また、委員より、今回の下水道の不適切な対応はチェック機能体制などに問題があり、やはりヒューマンエラーの中で起こってしまったことは事実であり、現段階で想定される対策費用約4億円の金額の大きさは看過できないものと考えており、この下水道の不適切な対応により発生した対策費用を全て公費で賄うことは市民の理解が得られないため、対策費用の一部を職員組合との合意の範囲内で給与を充てることで、市民の市行政に対する信頼回復のためにはやむを得ない措置であるとの発言がありました。

また、委員より、不適切対応により発生した対策費用について全て公費で賄うことに市民の理解を得ることは難しいと考えるが、職員の給与削減のみで巨額な対策費用の全てを賄うことは現実的ではないため、一部として、職員組合との合意の範囲内の期間及び減給率で職員の給与を充てることについては、市民の信頼回復のため、やむを得ない選択だと思ふとの発言がありました。

また、委員より、今回の不祥事における問題と、全職員の給与削減がなかなか結びつきにくく、当初、非常に悩んだものの、よりよい社会や地域を実現するために貢献したいといった市職員の方々の思いや規範意識の下で交わされた組合と市執行部との合意は、社会的信用の速やかな回復のための積極的な行為と考えるべきであるとの発言がありました。

また、委員より、当初、下水道の不祥事を全職員の給与削減に結びつけるのはいかがなものかということ、さらに法的に問題はないのかという点や、組合との協定締結に瑕疵がなかったのかという点、委託業者への過失責任はどうか、さらに、職員の士気低下の懸念、再発防止の具体策、これら5点を中心に、市民の意見、市長並びに組合幹部の事情聴取や、総務委員会協議会

の中での議論の結果、1点目の全職員の給与削減については、自主的財源が乏しい当市にとってはやむを得ないとし、給与の変更も、議会が条例で定めることができるものであること、2点目の市長と組合の協定締結については、組合に事情聴取したところ、組合では、不本意な面はあるものの当初提示された案よりも給与減額期間の短縮、若手職員などの減額率の引下げという一定の譲歩を市長から引き出すことができたことから妥結に至ったということでもあり、特段、瑕疵はなかったということ、また、3点目の委託業者の過失責任については、市及び業者の対応経過から判断すると、業者の責任は問えないとの判断が、市の顧問弁護士から出ていること、4点目の職員の士気低下の懸念については、職場内のコミュニケーションをはじめ、管理職がマネジメント力を発揮して職員のモチベーション維持に努め、風通しのよい職場環境の充実に努めること、そして、5点目の再発防止については、副担当とのダブルチェックや管理職のチェック機能を強化していくことについて一定の理解をしたとの発言がありました。

そして、確認の意味で、職員の士気低下や再発防止に関する質疑があり、執行部より、役職等に応じた各種研修の充実に取り組み、今後、このような事案を発生させないように努めるとの答弁がありました。

また、委員より、法的な瑕疵がなく、組合も、上部団体の自治労茨城県本部の立会いの下で協定締結に至ったという経過があること、そして、職員のモチベーションの維持に配慮することの必要性から、原案及び期間の修正案に賛成との発言がありました。

また、委員より、費用の全額を税金から賄うということは、市民の理解を得ることが考えられないことから、修正案及び修正案の修正部分を除く原案について賛成の発言がありました。

そして、採決の結果、原案に対する修正案及び修正部分を除く原案は、全会一致をもって、原案を別紙のとおり修正し、これを可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第90号ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正については、委員より、企業版ふるさと納税の寄附対象となる事業に関して質疑があり、執行部より、寄附対象となる事業に関し、東部地区の開発促進や新体育館の整備事業、防災体制の整備など、市の主要事業が対象となるとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、委員より、定年年齢を段階的に引き上げることによる管理監督者の確保に関して質疑があり、執行部より、後任の管理職の確保が困難な場合には、例外として、引き続き、管理職へとすることができるとの規定により柔軟な組織運営に努めていくとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号字の区域の変更については、特に質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号排水ポンプ車購入の契約については、委員より、排水ポンプ車の運用に

関して質疑があり、執行部より、関係各課で連携しながら、地元水防団の方々や市と災害応急復旧工事に関する協定を締結している市建設防災協議会の協力を視野に入れ、他の市町村の運用状況を参考にしながら検討するとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）については、委員より、7款4項2目の街路事業費の中の道路新設改良舗装工事に関して質疑があり、執行部より、進徳幼稚園西側方面の全長120メートルの工事について、交通安全対策のため、道路標識の追加設置や、材料費高騰などによる補正であるとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 次、文教民生委員長、小室信隆議員の報告を求めます。5番小室信隆議員。

〔文教民生委員長 小室信隆議員 登壇〕

○文教民生委員長（小室信隆議員） 文教民生委員長の小室信隆でございます。

令和4年第7回常陸太田市議会定例会において文教民生委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の一部改正2件、条例の廃止2件、指定管理者の指定5件、補正予算1件について、12月9日、副市長、教育長をはじめ、関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第91号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員より、市と医師会との合意事項について、1日2時間の診療時間であるが、診療時間が過ぎても患者が残っている場合の対応について質疑があり、執行部より、全て診療していただけるということを医師会と合意しているとの答弁がありました。

質疑終了後、今回の改正について、天下野診療所の存続に向けて、医師の確保が難しい中、指定管理者の医師会と市が調整を行いご努力をいただいたことについては評価ができるが、診療日・診療時間等が大きく後退することは、地域医療全体の後退にもつながるため、今回の条例の一部については反対するとの発言があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正については、委員より、世矢幼稚園、久米幼稚園が閉園することに伴い、保護者への対応について質疑があり、執行部より、希望園に転園できるよう、保護者へ転園について意向調査を行い、子ども福祉課と連携しながら進めているところであるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号常陸太田市里美地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃

止については、委員より、条例の廃止の理由について質疑があり、執行部より、本基金は、地方債の償還に充填してきたが、今年度償還すると基金残高がゼロになるため廃止するものであるとの答弁でありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号常陸太田市ふれあいほ一むの設置及び管理に関する条例の廃止については、特に、質疑、討論がなく、議案第95号については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定については、委員より、現在の高齢者活動センターの現状について質疑があり、執行部より、高齢者生産活動センターさとみの現在の会員数は18人であり、活動内容として、平均年齢92歳の高齢者が、漬物類の製造販売、わら工芸品の製造販売、木工製品製造販売を行っているとの答弁でありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次のページに参ります。

次に、議案第97号常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定については、委員より、診療時間が延長となったときの指定管理料について質疑があり、執行部より、今後の状況を見ながら検証していきたいと答弁がありました。

質疑終了後、本議案について、議案第91号と関連しており、同様の理由により、今回の条例一部改正については、反対するとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号常陸太田市里美歯科診療所に係る指定管理者の指定については、委員より、現在の里美歯科診療所の運営状況について質疑があり、執行部より、良好な運営が安定的に維持されており、収支状況も適切であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号常陸太田市宮里美斎場に係る指定管理者の指定については、委員より、現在家族葬が増えている中で、里美斎場における家族葬の利用状況について質疑があり、執行部より、家族葬の定義が難しいため、参列者30人未満、30人から100人、100人以上という形で数値を把握しており、令和3年度においては、30人未満については、1件で2%、31から100人が12件で25%、100人以上、36件で73%であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号常陸太田市西山研修所に係る指定管理者の指定については、委員より、職員の人数体制について質疑があり、執行部より、現在、正職員2名、臨時職員が2名、パート職員が16名、合計20名で運営を行っている状況であるとの答弁でありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、議案第109号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員より、過年度の還付金のうち、所得構成の人数について質疑があり、執行部より、人数については、15名との答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教民生委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 次、産業建設委員長、森山一政議員の報告を求めます。4番森山一政議員。

〔産業建設委員長 森山一政議員 登壇〕

○産業建設委員長（森山一政議員） 改めまして、おはようございます。産業建設委員長の森山一政でございます。

令和4年第7回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました公の施設に関わる指定管理者の指定4件、土地の取得1件、補正予算4件について、12月12日、副市長をはじめ、関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第100号常陸太田市水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館及び水府竜の里公園に係る指定管理者の指定については、委員より、合併前からの経緯で募集方法が非公募となっているが、非公募とした理由と、今後、民間のノウハウを取り入れる等、募集方法を変える考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、地域の団体の特性を活かすことで、事業の効果がより期待できることから非公募としている。また、募集方法については、今後、施設の維持管理業務等、内容について注視して検討していくとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定については、特に質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定については、委員より、西金砂湯けむりの郷にある施設「金砂庵」が使用できる状態であるにもかかわらず休止している理由について、との質疑があり、執行部より、水府振興公社に運営を委託した時点で、金砂庵を運営する人員が確保できなかったため、効率的な施設運営の観点から、西金砂そばの郷にそばの提供を集中しているためとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案103号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定については、委員より、ジャパンチーズアワードで金賞を受賞されたが、今後、どのような戦略で販路拡大や売上げ向上に努めていくのかとの質問があり、執行部より、コンテストでの受賞結果を活かし、SN

Sや各種媒体による情報発信を強化するとともに、取引先との信頼関係に努め、関係機関と連携しながら販路拡大に取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次のページに参ります。

次に、議案第105号土地の取得については、特に質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）については、特に質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、特に質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、特に質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）については、特に、質疑、討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が産業建設委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

11番深谷秀峰議員。

〔11番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○11番（深谷秀峰議員） 総務委員長にお尋ねをいたします。

議案第85号であります。今回、5回の協議会の中で様々な議論が展開されたと思いますが、先ほどの報告であらまし内容を分かりましたが、1点だけお尋ねをいたします。

今回提案された第85号については、その減額率・期間以前の問題として、対象を全職員としたことが一番重要なポイントなんです。それについてどのように議論されたのか、お尋ねをいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。6番菊池勝美議員。

○総務委員長（菊池勝美議員） ただいま、ご質問にございました。お答えをいたします。

委員長の報告の中にもございましたように、今回の下水道の不適切対応により発生した不具合等への対策費用の一部に充てる、それから、自主財源が乏しい当市においては、これがやむを得ない認識じゃないだろうか、さらに、市民の市行政に対する信頼回復のため、また、市民に対

しての全職員の姿勢である、このために、執行部から全職員を対象とした給与削減について説明し、理解を求めた上で提案をされた、このように総務委員会では認識をしております。

また、この手続につきましては、顧問弁護士や総務省からは、法的には何ら問題がないという回答を得ております。

原案につきましても、こうした前提の下、提案されたものと理解をしております。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○11番（深谷秀峰議員）当初は慎重な意見もあったようですが、協議会を重ねていく中で、それがだんだん修正をかけて全会一致のほうに進んだわけですが、総務委員会の協議会の中で、最初の慎重な意見が段々、修正、可決、全会一致の可決に至った要因として、どのような調査、もしくは議論がポイントとなったのか、それをお尋ねしたいと思います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。6番菊池議員。

○総務委員長（菊池勝美議員）お答えをいたします。

今、途中からどうして全会一致になったのかと。それは、委員の個人の問題であると認識しております。

○藤田謙二議長 ほかに質疑はありませんか。10番益子議員。

〔10番 益子慎哉議員 質問者席へ〕

○10番（益子慎哉議員） 益子慎哉です。

総務委員会の委員長報告の議案第85号について、3点伺います。

1番目に総務委員会において、職員組合に意見聴取されましたが、その内容に対してどのような協議がなされたのか、お伺いします。

2点目、修正案の期間の1年6か月を3か月短縮して、本条例は、一担当課の不祥事を職員全体で責任取るという、本質は、期間ではなくて、その内容だと思うんですが、その辺、どのように検討されたのか。

3番目に、修正案が可決された場合、執行に当たり法的な根拠がないと私は考えます。例えば、組合との合意は取られても、それ以外の職員の同意を取り付ける必要があると思います。執行後司法の場に持ち込まれたときなどを含めて、どのように協議がなされたのか、以上3点お伺いします。よろしくお願ひします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。6番菊池議員。

○総務委員長（菊池勝美議員）3点のご質問をいただきました。お答え申し上げます。

1点目の質問につきましては、総務委員会において職員組合との部分につきましては、議論となったところございました。例えば、交渉において執行部から圧力はなかったのか、協定締結に瑕疵があったのではないかとという部分でございます。そこで、この部分について、総務委員長として職員組合から意見聴取を行ったわけでありませう。

そこで、もちろん全職員ということでもありますので、不本意な面はあるものの、当初提示された案よりも給与減額期間の短縮、さらに、若手職員等の減額率の引下げという一定の譲歩を市長から引き出すことができたことから、妥結に至ったということでもあります。

手続において、不当な圧力や瑕疵はなかったと理解しており、総務委員会においても、その結果を共有しております。

また、2点目のご質問であります。委員からは、今回の不祥事における問題と、全職員の給与削減がなかなか結びつきにくいということで、当初、疑問の声も出ておりました。

しかし、市長や職員組合から意見聴取を行い、委員会内で議論した結果、職員組合と市執行部との合意は、よりよい地域や社会を実現するために貢献したい、そういう市職員の思いや規範意識の下で交わされた社会的信用の速やかな回復のための積極的な行為であるとの結論に達したわけであります。

下水道事業における不祥事に対して、関係者の処分や特別職、管理職の引責措置は済んでおります。今回の給与減額は、下水道の不適切対応により発生した不具合等への対策費用の一部に充てるためではあるものの、むしろ、早期の問題解消や社会的信用回復を目的としております。損害に対する賠償ではないということを改めて申し上げたいと思います。

3番目のご質問ですが、給与については条例で定めるものでありますので、議会としましては、職員組合との合意に拘束されるものではございません。

しかし、今回の議案第85号につきましては、下水道の不適切対応により発生した不具合等への対策費用の一部に充てるため、並びに、早期の問題解消や社会的信用回復のために、執行部と組合が合意し、提案されたものでございます。

また、執行部からは、組合に加入していない職員を含めて、全職員を対象に給与削減について説明しており、理解を求めた上で提案されたものと認識をしております。

市では、全職員の給与削減の手続について、顧問弁護士及び総務省から法的には問題がない旨の回答を得ており、本件につきましては、この理解の下、提案されたものと理解をしております。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、ただいまの答弁というのは、総務委員会できちっと協議された内容なのか、それとも、委員長独断の意見とかそんなのに入ってないのか、もし入っているとすると、確認して、後で確認もできますが、その辺最初にお答え願いたいと思います。

そして、1点目……。

〔「総務委員会に失礼だっぺ」と呼ぶ者あり〕

○10番（益子慎哉議員） 大変総務委員会に失礼なんですけども。1点目、いいですか。

答弁で、不本意な面はあるものの、当初提示された案よりも、給与減額期間の短縮や若手職員等の減率の引下げという一定の譲歩を市長から出て妥協に至ったという組合から聴取したというんですけども、その点、妥協したのは組合のほうは……。

〔「妥結だよ、妥結」と呼ぶ者あり〕

○10番（益子慎哉議員） 妥結したのは組合のほうでは3点提示されて、市長権限で2年6か月、そして、1年6か月の譲歩案、どちらが選ばなくちゃならないと。譲歩案で渋々譲歩した。その辺について、きちっと譲歩したという、妥結したという形になっているんですけど、その辺、

違うんじゃないかというのを伺います。

そして、手続面において、不当な圧力や瑕疵はなかったと理解しておりますという答弁ですけども、その点に、組合側にそこをきちっと聞いたのか。組合側では聞いてないって、委員長の意見聴取に聞いてなかったっていうんで、その中で、全然なかったというような表現が出ているのと、もう1点は、私の一般質問でもありましたように、ずっと執行委員長が、最後まで総務委員長との意見聴取の中でも出られなかったと。この辺、重要視しなくちゃ。かなりの圧力があつたって、その辺を総務委員会ではどのように判断したのというのは、もう一度確認の意味で答弁願いたいと思います。

次に、2番目の中で、職員とのよりよい地域や社会を実践するために貢献したと言っておりますが、職員組合の意見として出ているのか。職員組合としては、全然そんなこと言ってない。何で委員長報告でこのようなことが含まれているのかというのを再度確認します。

そして、3番目の内容ですが、給与減額ではなく、職員のほうでは原因究明をしてくれと申し出たそうです。全然、その辺の意見というのが、総務委員会とか総務委員長の今の答弁では答えがなかったというの。

もう1点は、執行部から、組合に加入していない職員を含めて、全職員を対象に給与削減について説明し、理解を求めた上で提案されたものと認識していると。理解を得ているんですかね。職員組合のほかの方は全員反対だって聞いています。そういうことを含めて、例えば理解していないのに、そこで全部持っていくと、我々が今度、例えば決まりました条例というのは、なかなかそこで執行する上で、法律的な問題というのは、私の調べた弁護士さんの中では結構出ています。

その辺を含めて、どのように考えたのかというのを、もう一度再度確認いたします。よろしくお願いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。6番菊池議員。

○総務委員長（菊池勝美議員） ご答弁をいたします。

順番が若干変わるかもしれませんが、まず、一番最初に申し上げますと、総務委員長の個人的な考え、意見があるのかというのは一切ございません。総務委員会の総意であります。

次、不本意な面はあるものの、当初提示された案よりも、給与減額期間の短縮や若手職員等の減額率の引下げという一定の譲歩を市長から引き出すことができたことから、妥結に至ったと。渋々譲歩というご質問でしたけれども、組合の役員の方から話を伺ったときには、渋々という言葉は一切私の耳には入ってきませんでした。

次、手続において、不当な圧力や瑕疵はなかったと理解していると、総務委員会においてその結果を共有しておりますという答弁を申し上げました。これは、組合、つまり、交渉の中、それから協定に行く途中でも瑕疵はなかったと、そのように理解しております。

それから、私が組合の役員の方々と意見聴取をしたときには、確かに職員組合の執行委員長さんは欠席をされました。事情は聴いておりませんが、委員長さんが不在であっても、その代わりの方がいらっしゃれば、十分、話し合いは可能だというふうな認識の上で、職員組合の役員さんから話を伺った次第です。

それと、2番目の質問の、市長や職員組合から意見聴取を行い、委員会内で議論した結果、組合と執行部との合意は、よりよい地域や社会を実現するために貢献したいといった市職員の方々の思い、これは職員の何人かの方から話を伺っていると、そういう状況です。以上です。

○藤田謙二議長 益子議員。

○10番（益子慎哉議員） 3回目の質問します。

今、意見の食い違いちょっとありましたけど、やっぱり、不当な圧力や瑕疵、なかったというけど、やっぱり職員組合と交渉の過程でかなり執行委員長がずっと8月から出られなかった。そして、副市長さんもそこにお見舞いに行ったぐらい、やっぱりかなりの圧力をかけてやっていたというのは組合からの事実だし、意見聴取の面で、その辺がきちっと聞いてもらいたかったんです。その辺もなし。

あとは、やっぱりここ、法律的に、かなり今回問題あるんです。その辺が総務委員会で、執行部が弁護士さん、お願いして、あと総務省から聞いたって、市の当局のほうはやったんですけど、総務委員会でも、市とはまた別に、その辺と相談をかけて、公平な判断からやって出してほしかったという、それ意見として考えます。

以上で質問終わりにします。

○藤田謙二議長 ほかに質疑はありませんか。2番根本議員。

〔2番 根本仁議員 質問者席へ〕

○2番（根本仁議員） 2番根本です。

総務委員長にお尋ねします。

職員組合との合意ということ、再三、今、お尋ねしているところですが、私のほうからは2点をお伺いします。

1点目、公務員は労働基本権を制約されておりますが、職業によって、制約されている制約が異なります。今回、特に消防職員、団結権さえも認められていない消防職員について、その部分について、どのような合意を行ったのか、特に、消防職員を別に取り上げての合意があったのか、または、ほかの公務員と同じような合意であったのか、その辺についてお伺いいたします。

2点目なんですけど、今後、職員のミスによる損害が出たときに、給与減額で補うのかなど、総務委員会でどのような議論があったのか、また、執行部の今後の方針について確認をしているかなどについて、お伺いいたします。

以上2点についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。菊池議員。

○総務委員長（菊池勝美議員） 2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の「労働基本法」、特に消防職員に対しての理解等々はどういう状況だったのかということですが、総務委員会といたしまして、市との事情聴取等々の上で、今回の下水道の不適切対応により発生した不具合等への対策費用の一部に充てるため、早期の問題解消、社会的信用回復等々のためにということ、先ほども申し上げました。そこで、執行部からは、全職員を対象に給与削減について説明し理解を求めたと。全職員を対象に給与削減について説明し理解を求

めたと。そこで提案をされたというふうに認識をしております。

先ほど申し上げましたが、この手続につきましては、顧問弁護士や総務省から、法的には問題がないという回答をいただいております。

それから、今回の不祥事、これらの場合に、再度こういうケースがあった場合はどうなんだというご質問であります。執行部の方針につきましては、総務委員会のやり取りの中で、今回の事案は全くレアなケースだと理解をしておる。この認識がどうなのかという質疑に対しまして、執行部では、役職等に応じた各種研修の充実に取り組み、今後、このような事案を再発させないよう努めてまいりますという答弁をいただきました。

以上です。

○藤田謙二議長 根本議員。

○2番（根本仁議員） 答弁ありがとうございます。質問を終わります。

○藤田謙二議長 17番宇野議員。

〔17番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○17番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

今、3人の同僚議員が質疑をいたしましたので、重複する部分がほとんどだったわけですが、総務委員会で、10月の6日から、5回にわたって、12月8日まで協議をしてきたということでしたけれども、私はやっぱりその中で、今いろいろ答弁を伺っていたりなんかしましたけれども、やはり全員協議会でも執行部を呼んで調査をするべきではなかったかと、一つ思っております。

85号については、常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてということで、9月の21日議会最終日にいきなり出されたと、こういうふうなことでした。

それで、この議案を9月中に出すというような執行部のお考えがあったんでしょうけれども、先ほど益子議員も言っておりましたけれども、私も、組合の執行部に対して、いろいろ話を聞きましたけれども、本当に、市執行部の態度は高圧的、早く返事をしろと。回答を……。

○藤田謙二議長 宇野議員に申し上げます。委員長報告に対する質疑に徹してください。

○17番（宇野隆子議員） 返事を求めると、そういうようなことで、もう知っている職員はみんな知っているんですけども、なかなかそのところが、総務委員長がはっきりしないんですけども、そういうところで、実際には、事実はどうだったのか、やはりきちんと委員会でもつかむ必要があると思っておりますけれども、この点について一つ伺います。

それから、モチベーションということで減給期間ですけれども、1年6か月を1年3か月にしたと、3か月短縮したということですが、この3か月ということについて、新聞については、年度切替え、新しい年度でというふうなこともありますけれども、実際には、5か月でもいいし、6か月でもいいし、1年でもいいわけですから、極端に言えば、3か月にした理由、これについて伺いたいと思います。

それともう一つ、やはりはっきりしないのは、全職員を対象にと、これは市長が、6月にこの問題が分かってすぐに、全職員を対象に減額するんだという方針を出したわけです。新聞報道で

がっとなかなかやりづらいと、こういう意見も出ましたけれども、全職員を対象にしたということについては、委員会では、どのような議論をされたのか、この3点について伺います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。菊池議員。

○総務委員長（菊池勝美議員） ただいま3点のご質問がございましたので、お答えをいたします。

組合に対して瑕疵はなかったのかというご質問、これは総務委員会といたしましては、先ほど答弁を申し上げたとおりでありまして、その状況は把握してございません。

それから、3か月の理由。これは、総務委員会の中で、そういう提案がございました。やはり、1年6か月になりますと、終了するのが、先ほども申し上げましたけれども、令和6年6月30日といいますと、期間が行政年度で3か年度にまたがる、そういう状況から、長期にわたる印象からして、職員のモチベーション低下を危惧し、給与減額の期間を3か月短縮、そして、令和6年度から新たな気持ちで業務執行に当たってもらいたいという修正案の提案理由がございました。それを総務委員会では、全会一致としたわけでありまして。

次が、全職員を対象、これにつきましては、何度も申し上げておりますように、自主財源に乏しい、この常陸太田、やむを得ないだろうという認識、それから、市行政に対する市民の信頼回復、市民に対しての全職員の姿勢を皆さんに見せると、こういうことから、法的に問題はないという弁護士さん、そして総務省の判断を得たわけでありまして。そういう結果に基づいて、総務委員会としての総意であります。以上です。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 委員長は、今の答弁の中で、組合への市執行部からの強い圧力はなかったのかと。このことについて、把握してないと。これは大事なところだと思うんです。

組合との合意、合意と言われておりますけれども、本当に組合も納得して、そして、合意されたのかと。ただただ強い圧力の下で妥結したと。これでは大きな問題がそこに傷痕として残ります。

ですから、これをきちんと把握しなかったというのは、やはり、問題点をもう少し重要視する必要があったのではないかと、このように思います。

反対討論も用意してありますので、質疑は終わります。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 以上で質疑を終結いたします。

○藤田謙二議長 これより討論を行います。

議案第85号、議案第90号、議案第91号、議案第97号、以上4件について、討論の通告がありますので、発言を許します。2番根本仁議員。

〔2番 根本仁議員 登壇〕

○ 2 番（根本仁議員） 2 番根本仁でございます。

常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 8 5 号及び修正案につきまして、反対の立場で討論いたします。

今回の議案は、職員ミスによって生じた、およそ 4 億円の損害を誰が補うのか、妥当なのかということです。このような損害が発生したときに、よりどころとなるのが「国家賠償法」です。

「国家賠償法」第 2 条におきまして、道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずるとあり、第 2 項には、前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずるべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有するとあります。つまり、今回の不適切対応に係る損害について、「国家賠償法」には、第一義的に、常陸太田市が賠償すること。そして、常陸太田市は、責任がある者に対して求償権を有することが明確に示されております。

「国家賠償法」では、責任のない者に対して求償権を認めておりません。今回の給与減額につきましては、責任のない職員に、組織体制の問題という理由の下に責任を負わせ、給与減額で損失分の補填をします。形を変えた求償であり、法の趣旨を逸脱していると考えます。

2 目ですが、給与減額の理由として、損失分の全てを税金で賄うことは、市民の理解が得られないとありました。給与減額の理由にある市民の理解とはどういうことなのか、考えてみます。

何割の市民がこれを実施してほしいと思っているのでしょうか。これを実施したら、何人の市民が納得するのでしょうか。私の周りには、給与を減額すべきだという方もいれば、責任のない職員まで給与を減額するのはかわいそうだという方もおります。実態も、その効果も分からず、私たちの感覚で給与減額をしてよろしいのでしょうか。市民感情を根拠にするのでしたら、市民感情を把握する必要があります。

さらにです。そもそも論といたしまして、市民の理解を理由に、職員の給与を減額していいのかという問題もあります。仮にです、5 割の市民の方が、給与減額してほしいと感じたときに減額し、5 割の市民の方が、給与減額をしないほうが良いと感じたときには、減額しないのでしょうか。これが全く理にかないません。つまり、市民感情は大切ではありますが、それを給与減額の根拠の柱とすることはできません。他に法的根拠や合理的な理由が必要であります。今回の議案では、減額するための法的根拠や合理的な理由がありません。

3 目としまして、給与減額の理由として、職員組合との合意を上げておりますが、「地方公務員法」により、公務員の職員組合は労働基本権を制約されております。争議権がない。また、労働協約を結ぶことができない職員組合との給与減額に関する交渉は、本来行われることもないものです。ふだん以上に配慮が必要になります。

交渉が合意になったなどの不満が生まれやすいところであるので、交渉の前後には、職員組合の執行部はもちろんのこと、給与減額の対象となる職員一人ひとりの納得感が必要であります。合意したあとは職員組合の問題ではありません。職員一人ひとりの納得感こそが大切です。納得感はどうなっているのでしょうか。

さらに、消防職員には団結権が認められておりません。消防職員を代表とするものでないとの

交渉を行っており、確認書に大きな瑕疵があります。今回、消防職員は、不適切な対応に責任のない職員の代表例であります。その職員との合意がありませんので、職員組合との合意があるという前提も失うことになります。

4つ目としまして、今後、職員のミスによる損害が出て、そのとき、職員の給与減額、どうするのでしょうか。今回は給与減額をして、今後は給与減額をしないのでしょうか。これでは、整合性がなくなってしまいます。仮に、同じような問題が起きたときには、同じ措置を行うことが必然です。このことから、給与減額を行うべきでないと考えます。

以上のことを踏まえ、給与減額を実施するために必要な法的根拠や合理的理由がなく、職員との合意があるという前提もありません。整合性もなくなってしまいます。

賛成する理由がないばかりでなく、その正当性に疑問がついておりますので、議案第85号及び修正案につきまして、反対いたします。

今回の給与減額は、宮田市長も議員の皆様も苦渋の決断であったのだと理解しております。私にも様々な声が届き、一体どうしたらいいのか、このことが頭から離れませんでした。

先週のことですが、外を歩いていると、市民の方から声をかけられました。その方は給与減額について賛成だったようで、私のことを議員と知っているようで、議員さんは給与減額をどう思っているのかと質問されました。険しい表情だったので、今議会で話し合っているところで、こちらのご意見もいただいており、難しい判断であるとぼかして答えました。

すると、私の声を聞きたいと再び質問されました。私は意を決して次のことを話しました。

責任のある職員が責任を取るのが筋であり、責任も嫌疑もない職員の給与減額はしないほうが良いと今の段階では考えていること。責任のある職員は既に懲戒処分を受け、退職した職員も給与の一部を返納していること。法の趣旨からすれば、全く責任のない職員からお金を取ることはできないこと。職員の雇主である市民が負担をするのが通例であること。

その方が、民間の会社だったら潰れてしまうというので、民間会社は利益を追求しており、公務員と民間会社は異なること。逆に、民間会社は個人のミスで個人が償うということがほとんどないこと。そして、さらに私は減額した場合には、常陸太田市へのイメージが悪くなり、ここで働こうとか、商売をしようという人も減るので、常陸太田市が将来にわたって損害を被る可能性があることなど話しました。

実際にはもっと細かいやり取りが続きましたが、最初、怒りに満ちていた表情が少しずつ穏やかになりました。完全に理解したとは思っておりませんが、少し理解が進んだと感じました。市民の方には説明を尽くしていくことが大切であると改めて感じた瞬間でした。

今回の給与減額を考えると、財政破綻した夕張市の取組を思い出します。なぜかといいますと、当時、常陸太田市は、県内で下から指で数えられるぐらい財政状況が悪く、同じ道をたどってしまうのではないかと心配し、夕張鈴木市長の取組を注目していたからです。

夕張市は、国の管理の下、法令にのっとり職員の給与をカット、市長も自らの給与を在任期間の全てで70%カット、手取り20万円に満たなかったそうです。さらに、様々な改革を進め、歳出を減らすだけでなく、地元企業から数億円の寄附を頂くなど、歳入を増やしました。

私は、市長の取組に感心し、夕張でのふるさと納税や夕張メロンの購入などを考え、応援したい気持ちになりました。しばらくすると、職員や市民の皆様からも、市長の給料を増やすように声が上がったそうです。

私は、常陸太田市が職員の給与減額を行うのであれば、減額に対する理解を市民や職員から得られるような関係を整えていくことが大切だと考えます。環境を整えるというのは、単に市長の給与減額ではなく、説明を尽くすことや、職員が休日勤務や超過勤務をして頑張っているからこそ、市政が動いていることなど、市役所全体への理解を深めることです。さらに、市外の方にも肯定的に捉えていただけるようにすることも大切です。

今回の常陸太田市や、過去に職員のミスで給与減額を提案した公共団体に対して、ここではお話ししたくないくらいひどい書き込みがありました。常陸太田市で働きたい、常陸太田市を応援したいと思っていただけるような対応をすることが、常陸太田市にとって、大切であると考えます。

現在は、市民や職員、議員までもが意見が分かれ、分断されつつあると感じます。損失分の対応につきましては、多くの方の納得の上で行うほうが良いと感じており、現在はまだ環境が整っていないと感じております。

今後、常陸太田市に関わる多くの方の理解の下、宮田市長を中心として、職員が一丸となり、この問題を解決し、常陸太田市をさらに盛り上げていってほしいと思っております。その際には、微力ではございますが、私も力になりたいと考えております。きっと、ここにおられる皆さんも、常陸太田市を愛し、常陸太田市のためなら、とことんやってくれる皆さんだと思っております。今回の給与減額が、市民の理解、気持ちを理由とした議案でありますので、僭越ですが、私の気持ちを述べさせていただきました。

先ほども申し上げましたように、第85号議案及び修正案につきましては、法的根拠や合理的な理由となるものではありません。責任のない公務員に連帯責任を負わせる、全国で前例のない議案です。改めまして、議案第85号及び修正案につきまして、反対いたします。

当選間もない、1年生議員が、先輩議員の前でこのように発言することも異例だと思いますが、それほど、今回のこの議案に危機感を持っており、勇気を振り絞って発言しております。

総務委員の皆様はじめ、議員の皆様、賛成できる理由はなくなりました。いま一度よく考えていただき、議会の前例を打ち破り、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○藤田謙二議長 6番菊池勝美議員。

〔6番 菊池勝美議員 登壇〕

○総務委員長（菊池勝美議員） 議長から発言のお許しをいただきましたので、議案第85号について、賛成の立場で討論いたします。

私が賛成する理由は、今回の事案が、これまでにあり得ない金額、規模の事案であるということとあります。

今年の4月に、市内の団地内における公共下水道の供用開始で発覚した下水道事業の不適切対応事案の対策費用は、ご案内のとおり総額約4億円が見込まれております。この件に関しては、

平成25年以降の経緯から、市としての組織内のチェック体制の問題により起こってしまったことは事実であります。こうしたかつてない事案に対し、議会として、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止の対策を講じることが最も重要であると申し上げたいと思います。

こうした視点を踏まえて、今回の議案につきましては、市民からの信頼を回復するために、全職員の給与削減について、自主的財源が乏しい当市においては、職員組合が合意している範囲の期間、減給率で職員給与を充てることはやむを得ない選択であると考えます。

なお、市執行部においては、全職員を対象に、本件に関して説明をし理解を求めた上で、今回の議案が提案されたものと認識をしております。さらに、全職員を対象に給与を減額することについて、顧問弁護士及び総務省のほうからは、手続上、法的には問題がないということで、このことについては理解をしております。

また、今後は、このような事態を発生させないよう、職場内のコミュニケーションをはじめ、管理職がマネジメント力を発揮して、職員のモチベーションの維持に努め、風通しのよい職場環境の充実に努めることや、副担当とのダブルチェック体制を機能させること、及び管理職のスキルアップ等指導力の向上を図る旨、執行部において答弁をいただいております。このことについても理解をしたところであります。

これらの理由により、私は、議案第85号の修正案及び修正案を除く原案について賛成をいたします。

委員の皆様のご賛同をお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

○藤田謙二議長 17番宇野隆子議員。

〔17番 宇野隆子議員 登壇〕

○17番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第85号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び修正案について、議案第90号ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正について、議案第91号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第97号常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定についての4件について、反対の立場から討論を行います。

議案第85号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び修正案について。公共下水事業の不適切な対応により発生したマンホールポンプの容量不足等の対策費用の一部に充てることと社会的信用の回復に資するということを理由に、全職員、特別職と職員ですが、この職員の給与の減額に関する条例等の一部改正ですが、6月の時点に戻りますけれども、市長は、不適切な対応が判明した直後の6月10日、臨時の記者会見を開き、その席上、職員の基本的な確認作業がしっかり機能していれば十分に防げた。組織的な管理体制が機能していなかったと述べられて、市長として、また、上下水道管理者として謝罪をされました。同日、業務に関与した6名の職員を減給、10分の1の懲戒処分として、また、特別職3人の減給が行われました。さらに、全職員の給与の一部減額を求める方針、全庁を挙げて問題を生じる追加費用の穴埋めを講じると、このような新聞報道がされました。

この時点では、まだ市職員組合に市長の方針は届いてなかったもので、職員組合からも、また、

その他職員からも、新聞報道を見て、一体どういうことだと驚きの声が上がりました。

社会的信用の回復だとして、全職員に連帯責任を求めることは、これは問題です。全職員の給与を減額する方針は撤回すべきだと、私は、9月の定例一般質問でも求めました。

マスコミ発表後の市職員組合との話し合いでは、私も職員組合の役員の方と何度か話し合いをしましたけれども、あくまでも全職員対象の方針は強く打ち出されたまま、最終的に職員組合が受入れざるを得なかったということではありませんか。

あくまで公的な仕事のミスによって発生した損失を、権限も責任もない部署の職員の私的な給与で穴埋めする、このような市長の方針は間違っていると、このように思います。

コロナ禍の中で、常に緊張を強いられながら、市民の暮らしの向上に、また、安心して暮らせるまちづくりにと、日々、時間外勤務もしながら頑張っている職員に、全職員対象に減額することが社会的信用の回復のためだと言えるのでしょうか。労働意欲の低下や、職場の人間関係の悪化を招くことになるのではありませんか。

仕事上、間違いは絶対はないと言えません。間違いはあります。だからこそ、チェック体制の見直しを行い、組織体制の確立・強化を図って、そして、市民のために仕事に励むことが信頼回復になることだと思います。

工事費4億円と言われておりますけれども、こういうときだからこそ、自主財源ということをご心配されておまして、確かに常陸太田の自主財源そのものは30%ですから、多いことではありませんが、何でも使える財政調整基金は、これは県内でも上から数えて二、三番目になるわけで、あるわけです。ですから、こういうときに、この財政調整基金の活用を私は求めたいと思います。

議案第85号、そして修正案について、私は反対をいたします。前例のないことです。白紙撤回を求めたいと、このように強く思います。

議案第90号ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正についてです。

企業版ふるさと納税寄附金制度による寄附金について、ふるさと常陸太田基金に積み立て有効活用を図るため、本条例の一部改正を行うものであると、このようにあります。

企業版ふるさと納税とは、2016年度から導入されたもので、地方創生事業に取り組む自治体に企業が寄附すれば、寄附額の一部を法人税等から差し引くというもので、事実上、寄附額が税金で払い戻される仕組みです。2020年度からは、寄附額の最大9割軽減へと拡充されております。寄附金を受けた自治体は、収入増になりますが、企業が所在する自治体に、税額控除によって収入減になる仕組みです。

個人版ふるさと納税における過度の返礼品が問題になっていますが、ふるさと納税制度は、個人版も企業版も、自治体間の税収の奪い合いを助長し、地方税の原則をゆがめかねません。

企業版ふるさと納税制度は、創設当初から寄附金等を地方自治体との癒着が懸念され、内閣府は、寄附の見返りとしての経済的利益供与を政令で禁止しましたがけれども、直接的な利益供与でなくても、間接的な癒着構造が生じるおそれがあります。このような問題の多い企業版ふるさと納税寄附金制度を盛り込む条例の一部改正には賛成できません。

議案第91号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

茨城県の医師の数が全国46位という中であって、地方医療を進めていくための医師の確保は大変です。天下野診療所の存続に向けて、市医師会と市が検討、調整を行ってきた結果、診療日については、従来、週6日間が、改正では、週3日間のときと4日間、そして診療時間が1日従来、午前中と午後と合わせて7時間が、改正では、1日2時間と大きく後退をしました。

患者さんの利用延べ人数は、令和元年度で4,917人で、毎年約400人ベースで減少していますが、新しい職員体制の中で、水府地区の住民、患者さんの声にどこまで、この医療体制の中で答えられるのか。存続はできたけれども、命と健康を守る上で課題は多くあります。市保健センターの役割も大きくなると思います。

医師の確保の難しい中、常陸太田医師会の協力があって、天下野診療所が維持されることについては、もちろん私も評価しますが、診療日、また、診療時間等が大きく後退することについては賛成できません。引き続き、水府地区をはじめとした地域医療の今後の対応策を望みます。

議案第97号常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定については、議案第91号に関連しておりますので、反対をいたします。

以上で、4件についての反対討論を終わります。

○藤田謙二議長 以上で討論を終結いたします。

○藤田謙二議長 採決いたします。

なお、議案第85号については、委員長報告は修正でありますので、会議規則第77条の規定に基づき、先に修正部分を採決いたします。

原案のうち、修正部分について、委員長報告のとおり、これを修正可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田謙二議長 起立多数であります。よって、原案のうち、修正部分については委員長報告のとおり修正可決することに決しました。

○藤田謙二議長 次に、ただいま可決した修正部分を除く原案について採決いたします。

原案については、修正部分を除き可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田謙二議長 起立多数であります。よって、原案のうち、修正部分を除いた残りの原案については可決することに決しました。

○藤田謙二議長 採決いたします。

議案第90号ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田謙二議長 起立多数であります。よって、議案第90号については原案可決することに決しました。

○藤田謙二議長 採決いたします。

議案第91号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田謙二議長 起立多数であります。よって、議案第91号については原案可決することに決しました。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第92号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について、議案第93号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第94号常陸太田市里美地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第95号常陸太田市ふれあいほ一むの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第96号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について、以上5件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第96号まで、以上5件については原案可決することに決しました。

○藤田謙二議長 採決いたします。

議案第97号常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田謙二議長 起立多数であります。よって、議案第97号については原案可決することに決しました。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第98号常陸太田市里美歯科診療所に係る指定管理者の指定について、議案第99号常陸太田市宮里美斎場に係る指定管理者の指定について、議案第100号常陸太田市水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館及び水府竜の里公園に係る指定管理者の指定について、議案第101号常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について、議案第102号常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について、議案第103号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について、議案第104号常陸太

田市西山研修所に係る指定管理者の指定について、議案第105号土地の取得について、議案第106号字の区域の変更について、議案第107号排水ポンプ車購入の契約について、議案第108号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について、議案第109号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第111号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第112号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第113号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について、以上16件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第113号まで、以上16件については原案可決することに決しました。

日程第2 議案第114号

○藤田謙二議長 次、日程第2、議案第114号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

スケジュールの画面上、本日12月15日の欄をタップいただきまして、10時第7回市議会定例会（閉会）と表記されているところを再度タップ願います。

本日の資料一覧のファイル名01追加議案書（議案第114号）をお開きいただきまして、表題、令和4年第7回市議会定例会追加議案の資料をご覧ください。

本議案の2ページをご覧ください。

議案第114号は、常陸太田市の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、市職員の給与について人事院勧告に準じた措置を講ずるため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、別ファイルの資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、タブレット左上の戻るをタップいただくか、その隣にあるリストをタップいただきまして、【附属資料】議案第114号のファイル名をタップいただきまして、令和4年第7回市議会定例会議案第114号資料、令和4年人事院勧告を受けた職員給与等の改正についてをご覧ください。

初めに、1、趣旨については、先ほどご覧いただいた提案理由と同様でございます。

次に、2、令和4年人事院勧告の概要でございます。

初めに、（1）月例給の改定でございますが、①民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げるものでございます。

また、②20代半ばに重点を置きつつ、係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在職する号俸を改定するものでございます。

引上げ額ですが、一般行政職の平均は632円、各級の平均引上げ額はご覧のとおりでございます。

続きまして、(2) 期末勤勉手当の改定でございますが、①一般職については、1) に記載のとおり、現行4.3月分を4.4月分と、年間0.1月分引き上げます。また、2) に記載のとおり、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤務手当に配分することを目的として、下表のとおり、令和4年度については、12月の勤勉手当の月数が0.05月となり、令和5年度以降の各期の勤勉手当の月数は1.0月となります。

なお、会計年度任用職員は勤勉手当の支給がないため、改定はございません。

次のページをご覧ください。

②再任用職員についてですが、現行2.25月分を2.3月分と年間0.05月分引き上げ、各期の引上げ月数は、下表のとおりでございます。

次に、③特別職についてですが、現行3.25月分を3.3月分と、年間0.05月分引き上げ、各期の引上げ月数は、下表のとおりでございます。

最後に、3、実施時期でございますが、(1) 月例給は、令和4年4月1日から遡及適用となりますが、会計年度任用職員については、令和5年4月1日から適用となります。また、(2) 期末勤勉手当につきましては、本年12月1日から適用するものでございます。

追加議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。17番宇野隆子議員の発言を許します。17番宇野隆子議員。

〔17番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○17番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

議案第114号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

先ほどご説明いただきました114号資料から2点伺います。

1として、月例給の改定についてです。物価高騰や新型コロナウイルス感染症等の影響から、3年ぶりの俸給表及び一時金の引上げ勧告となりました。若年層を中心として、給料表の引上げにとどまり、30歳代後半以降の俸給は据置きになっております。生活給という趣旨から見た場合に、年齢層を限定せず全体の引上げをすることが必要だと考えますけれども、ご見解を伺います。

次に、2点目として、期末勤勉手当についてです。勤勉手当が、1月分を0.1月分引上げとなりますけれども、勤務手当の比率を引き上げることは、期末手当の生活給としての性格を変化させ、成績主義を強化することにならないか。このことについてのご見解を伺います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○武藤範幸総務部長 議案第114号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する2点のご質問にお答えいたします。

1点目の給与月額を年齢層を限定せず全体の引上げをする考えはないのかについてでございますが、議案第85号をご審議いただいていた中、本年の人事院給与勧告以外について改定の考えはございません。

2点目の勤勉手当の引上げが成績主義を強化することにならないのかのご質問でございますが、今回の改正は、民間の支給状況を踏まえた人事院勧告に準拠したものでございます。なお、勤勉手当は、勤務成績に応じた給与を推進することにより、個々の職員が高い意識を持ち業務遂行に当たることを目的としており、成績主義を強化するものとは考えてございません。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

1点目については、分かりました。

2点目についてですけれども、その勤勉手当の比率を引き上げることについてですけれども、これについては、期末手当の生活給としての性格といいますか、それをゆがめるということがないかと、このことについて、そういうことはない、成績主義を強化することにはならないということでしたけれども、この点については、私は疑問を持っておりますけれども、ご答弁をいただきました。

以上で質疑は終わります。

○藤田謙二議長 副市長。

○田中慈和副市長 先ほど提案理由の説明の中で、私、一部、勤勉手当と発言すべきところを勤務手当と説明した箇所がございました。おわびの上訂正させていただきます。

○藤田謙二議長 以上で質疑を終結いたします。

○藤田謙二議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第114号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第114号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○藤田謙二議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんのでこれにて討論を終結いたします。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第114号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

は、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第114号については、原案可決することに決しました。

日程第3 議案第115号

○藤田謙二議長 次、日程第3、議案第115号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、ファイル名02補正予算書（議案第115号）をお開きいただきまして、2ページをご覧ください。

議案第115号は、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）でございます。

今回の補正予算は、議案第114号の追加に伴いまして、人事院勧告を踏まえた人件費の追加の予算措置を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,607万円を追加し、総額を274億788万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

19款繰入金の補正につきましては、今回の補正財源としまして、財政調整基金繰入金1,607万円を追加するものでございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

いずれの款項目につきましても、給料、職員手当等の補正としまして、人事院勧告に伴う職員の給与改定に必要な額を追加させていただくものでございます。

補正予算の追加議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○藤田謙二議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第115号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 異議なしと認めます。よって、議案第115号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○藤田謙二議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんのでこれにて討論を終結いたします。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第115号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第115号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議員提案第5号

○藤田謙二議長 次、日程第4、議員提案第5号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。14番茅根猛議員。

〔14番 茅根猛議員 登壇〕

○14番（茅根猛議員） 議長のお許しをいただきましたので、議員提案第5号についてご提案申し上げます。

皆さん方には、タブレットの議員提案第5号市議会議員報酬の一部改正、令和4年12月議員提案をご覧願います。

議員提案第5号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月15日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、茅根猛。賛成者、同じく高木将、同じく高星勝幸、同じく菊池勝美、同じく小室信隆、同じく森山一政。

提案理由でございますが、公共下水道事業における不適切事案に関し、市議会として社会的信用の回復に資することを目的に、本条例の一部改正を行うものであります。

次のページに参りまして、常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例。常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年常陸太田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（特例調整措置）。

7項、令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間（以下次項において「特例調整期間」という）における、議会の議長、副議長及び議員報酬月額は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の2に相当する額をそれぞれ減じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

8項、特例調整期間における議会の議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第4条の規定にかかわらず、常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の適用を受ける市長等の例により算出された額から100分の2に相当する額をそれぞれ減じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附則、この条例は令和5年1月1日から施行する。

次のページに参ります。

常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表であります。後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上、ご提案いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○藤田謙二議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

○藤田謙二議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんのでこれにて討論を終結いたします。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第5号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号については、原案可決することに決しました。

日程第5 議員派遣

○藤田謙二議長 次、日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

○藤田謙二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○藤田謙二議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員派遣については、「地方自治法」第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、記載のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については記載のとおり決しました。

○藤田謙二議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 令和4年第7回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、9月定例会において継続審査となりました議案第85号の審議につきましては、閉会中の総務委員会において5回にわたる協議会の開催や、関係者からの意見聴取が行われるなど、慎重な審議を重ねていただきました。その上で、提案の趣旨を踏まえつつ、職員の士気にも配慮され、給料減額期間を短縮する修正案をご議決賜りましたことにつきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

また、市議会といたしましても、本件に関して、社会的信用の回復に資することを目的に、議員報酬を減額する条例を議員提案により上程、可決されましたことにつきましても深く敬意を表する次第でございます。

今後、このような問題を二度と起こさぬよう、議会初日に提出をいただきました公共下水道事業における不適切事案に関する要望書の内容を重く受け止め、職員一丸となって市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、その他、本定例会に提出をいただきました条例の一部改正をはじめ、公の施設の指定管理者の指定、令和4年度補正予算など26件の議案につきましては、原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、一般質問や常任委員会における審議の過程でいただきましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を真摯に受け止めて適切な執行に努めてまいります。

さて、国の2023年度予算編成の基本方針が12月2日に閣議決定をされました。その中で、我が国の経済について、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、穏やかな持ち直しが続いている一方で、エネルギー・食料価格の高騰など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増している。国民生活と事業活動を守り抜くとともに、我が国経済を持続可能で一段高い成長路線に乗せていくため、本年度の第2次補正予算と、新年度当初予算を一体として、重要課題について必要な予算措置を講ずるなど、めり張りのある予算編成を行うとしております。

本市におきましても、今後、本格的に新年度予算編成作業を行う時期を迎えますが、第6次総合計画後期基本計画に基づき、重点施策の着実な推進と、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、少子化人口減少対策アクションプランに位置づける各種施策を推進するとともに、事業の選択と集中による予算の重点化、効率化に取り組んでまいります。

さらには、私の公約であります安全安心なまちづくり、健康で快適な市民生活の実現、少子化・人口減少対策、活力ある産業づくりの4つの項目につきまして重点的に取り組みますとともに、前市長から引き継ぎました、東部土地区画整理事業、市道0139号線真弓トンネル、新総合体育館建設の3つのプロジェクトを着実に推進いたします。

また、コロナ禍からの回復と、原油価格・物価の高騰対策などの市民生活に直結する課題につきましては、国や県の動向を注視しながら適切に対応をしてまいります。

結びとなりますが、年の瀬を迎えまして、寒さも一段と増す季節となっております。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、来るべき新年が皆様にとりまして、よりよき年となりますよう心からご祈念申し上げますとともに、市政の発展と円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 今期定例会は、12月1日から本日まで15日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、令和4年第7回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員